
令和6年度第1回奥州市自治基本条例推進委員会 会議要旨

◎開催日時 令和6年8月20日（火）午後1時30分から3時30分まで

◎開催場所 奥州市江刺総合支所 4階 大会議室

◎出席委員 8名

（事務局） 地域づくり推進課 4名

◎ 会議の要旨

◆開会前 奥州市民憲章唱和

1 開会 事務局

2 挨拶 会長

3 協議（発言の要旨）

協議の進行は、この委員会の設置要綱の規定に基づき会長にお願いする。

(1) 令和5年度市民参画手続の実施結果及び令和6年度市民参画手続の実施予定について

① 奥州市地域公共交通計画（第4次奥州市バス交通計画）の策定（実施結果）

担当課説明（政策企画課公共交通対策室）

◎委員）別の委員のコメントにもあるが、会議録が公開されていないようだが、どのように処理しているのか。

⇒担当課）会議録は毎回作成しており、私どもの手元にある。ただし、ご指摘の通り公開していないが、認識が不足しておりホームページ上に公開しないままとなっている。今後、会議開催の際には掲載していきたいと考えている。

◎委員）同じく別の委員のコメントの最後に、市民に理解してもらうための市民説明会や意見交換会をやるべきだったとあるが、その通りだと思う。市街地から離れたところでは、公共交通のバスがなくなると話題になっている。私から、今みんなで苦勞して話し合いをしていると説明しているが、バスがなくなると免許返納はできなくなる、との話もある。やはり説明会は必要だと思う。

⇒担当課）はい、承知した。

◎委員）奥州市地域公共交通会議委員名簿の中に住民及び利用者の代表者とあるが、どのように選ばれたのか。

⇒担当課）委員の構成については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で定められております。その中では、特に住民の代表という定めはないが、やはり地域の皆さんからご意見をいただきたいということで奥州市の会議では入ってもらっている。実際には、各地区から参加していただきたいということで、各総合支所を通じて推薦をお願いしたもので

いております。

⇒委員）公募はしていないのか。

⇒担当課）公募はしていない。

⇒委員）要するに、地区センターに推薦依頼をして決めてもらったということか。

⇒担当課）いいえ。各地区からということで総合支所によっては地域会議の代表者を選出している。また、今年度は計画の策定年度のため、新たな委員さんということではなく、第3次計画からの流れを踏まえ、反映させたいということもあり、可能であれば全員の方をお願いしたいということで推薦していただいた。

⇒委員）実施結果の③の工夫した点に、公共交通利用の啓発に繋がるような設問を申したとあ

るが、どのような効果を狙い、実際にどのような効果があったのか。

⇒担当課) 啓発に繋がるようなという部分についてはすぐには出てこないが、まず市民アンケートということで、公共交通を利用していない方もアンケートの対象にした。内容としては、どうして使わないのか、どうやったら使いやすいかなどの設問を加え、アンケート回答者に考えてもらえるような設問にした。回答の中には、こうであればいいなというようなものがあった。また、私たちが把握したいという思いもあり、今全国的に報道されているライドシェアについて、市民の皆さんはどのように感じているのかという設問も入れ、少しでも関心を持っていただきたいという思いもあった。

⇒委員) ないとは思いますが、答えを誘導するような内容でなければいいということで聞いた。アンケートの結果を見れば、そういうことはないと思ったが、その点に気を付けて進めてもらえればいい。

⇒担当課) 承知した。

② 奥州市立地適正化計画の策定（実施結果）

担当課説明（都市計画課）

◎委員) 市民への説明は難しかったのではないか。

⇒担当課) 難しかったので広報を活用しながら説明した。平成24年に策定した都市マスタープランの中でコンパクトシティをうたっており、今回立地適正化計策を策定するという流れも踏まえて説明した。

◎委員) 奥州市都市計画審議会委員の中に公募委員がいないのは疑問。もう一つ、総合記念館を作る予定だとあるが、これは3つの記念館を指しているのか。

⇒担当課) 審議会委員については、都市計画法第77条の2に基づき設置する諮問機関であり、市の規則で学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員と規定されているため、公募委員はいない。審議会の性質は調査審議していただくもので、専門的な分野が多く、公募の方では難しいということもあり、他の自治体でも公募委員はいないというのが実情である。記念館について、教育委員会の方で総合記念館を考えているということで、それを踏まえて今回反映したところである。

⇒委員) それは3記念館を指すのか。

⇒担当課) そのように承知している。

⇒委員) 場所を含めて具体的に進んでいるのか。

⇒担当課) 場所についてはこれからだと聞いている。ただし、この立地適正化計画の中でエリアを示しているので、この中に建てることになると思う。

⇒事務局) 事務局から補足説明する。今の記念館の話は教育委員会所管であり、今後検討組織を立ち上げ、大規模な計画のため2年以上かけて専門家で検討すると思う。また、箱物を建てる場合は国の補助金なども活用しなければならないので、その全体の構想のようなものを含めて、今教育委員会できり組んでいるというのが現状である。

③ 第4次健康おうしゅう21プラン、奥州市母子保健計画、奥州市自殺対策計画の策定（実施結果）

担当課説明（健康増進課）

◎委員) ここにも公募委員がいない。また、前沢の委員がいない。パブリックコメントを1ヵ月間やったが意見がゼロだったとのこと。高齢者も言いたいと思っている人が結構いると思うが、高齢者はどのように意見を言ったらいいか戸惑っている部分があると思う。市のホームページといっても難しいので、その辺に少し配慮していただきたい。

⇒担当課) 前沢の委員の件について、各関係団体に推薦をお願いすると偏りが出てしまうことがある。その点は、こちらで工夫し、万遍なくお願いできるようにしていきたい。

⇒事務局) 事務局から補足説明する。先ほど来、公募委員がいないとのご指摘が続いた。いずれも要綱などで公募委員を規定していないのが理由であった。このことについては、3月のこの委員会の際に、公募委員がいないのは、条例に違反するのではないかとのご指摘をこの場でちょうだいした。それを受け、今年4月の「協働のまちづくり推進本部会議」という、副市長を本部長に、ほぼ全部長を本部員に、また課長が幹事として入っている会議があるが、その場で、この委員会でのご指摘を説明した。やはり公募委員がいないというのは広く市民の意見を反映できないのではというご意見をいただいたということで、次の改選期には要綱改正も含めて公募委員を入れるよう検討して欲しいということを全庁に依頼した。

◎委員) 自殺の関係で、何年か前は秋田とか岩手などが全国ワースト1位という状況だった。資料には令和3年の数字しかないが、現在の状況ではどうなっているか。

⇒担当課) 一番新しい情報がまだ出ていない。概要での話となるが、警察統計という正式な発表ではない段階での情報だと、やはり岩手県は高い位置にはある。そして、県内でも奥州市がそれほど低い位置にはないというのが現状である。ここ最近だと、徐々に下がってきているが、コロナの事情や物価高騰の事情などを勘案すると、今後増加傾向に転じることを懸念している。

⇒委員) 年齢の関係でいうと、50代の割合が結構高いと言われている。理由としては、まだ年金もらえない人が解雇されるなど、そういう面で悩んでということが一つの例としてあると思うが、その辺の分析はしているか。

⇒担当課) やはり50代ぐらいの男性、それから高齢の女性がずっと同じ傾向にあるが、ここ数年は少し変わってきており、働き盛りの50代全体からはもう少し下がり、30代40代の男性も徐々に増えてきている。また、10代20代といった若い年代の自殺も増えてきており、少し変わってきている。

④ 高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の策定（実施結果）

担当課説明（長寿社会課）

◎委員) ヤングケアラーに関しては遅れているのではないか。

⇒担当課) ヤングケアラーに関してはこの前の厚労省の報告書では、核家族化が進んでいる今、若い人は高齢者と一緒に暮らしたことがなく、実際介護現場に行くとうとうふうに高齢者と接していか分からない方が多いという結果が出ているとのこと。よって、介護現場などに入ることに限って言えば、そういうことは体験をしていることは悪いことだけではないのかなという考えもあります。また、私たちが使っているヤングケアラーとは、介護する家族への支援ということで1項目入れたのだが、支援とは介護される側を重点的に考えており、家族への支援ということでは、家族介護をしている人に一時金を支給したり、おむつ券等の助成をしたり、また住宅改修の助成事業なども行っている。とかっていう部分があります。ここで難しいのは、例えば老老介護している人の奥さんに、大変だからと何か助成するというわけにもいかず、おじいちゃんの介護をしている若い子どもに何か助成するというのも今の制度の中では少し厳しい状況である。本当にヤングケアラーとして、例えば高齢者の買い物のために学校にも行けない、クラブ活動ができない、好きなことができないというヤングケアラーに対しては、やはり関係機関と連携しながら何らかの手だてをやっていく必要があると思う。ただし、なかなかその部分では、長寿社会課のという分野からは外れてしまう分があり、あまり突っ込んだ記述にはできなかった。

◎委員) 今日の案件の中で、これが一番難しいと感じた。結局は、子どもが家庭のことで惑わされず、安心して学校に行けるような方策を市で考えてもらえれば良いという結論に至った。2つを1つにまとめたというところに、矛盾が生じているのではないかと幹事を受けたるんじゃないかっていうような感じを受けた。別の委員のコメントを呼んだが、他の自治体

ではかなり詳しくヤングケアラーを調べて数字まで出している。その部分では奥州市は少し遅れているのかなと思う。

⇒委員) 我々の小さい頃とは大分生活様式が変わった。最近が高齢者とは別々に暮らしている。あるいは、母子家庭や父子家庭がどんどん増えてきている。そういう中で、今の就学援助制度は、小学校中学校の義務教育において、例えば小学校に入るときランドセル買えないとか、修学旅行に行けないという経済的に困っている家庭に援助するもの。奥州市だけで506人の児童生徒が就学援助制度を受けているが、そういう中でヤングケアラーに対する支援は難しいと思う。

⑤ 奥州市再犯防止推進計画の策定（実施結果）

担当課説明（福祉課）

◎委員) 今、保護司は何名いるのか。

⇒担当課) 保護司は53名おり、金ケ崎町と合わせると59名いる。

◎委員) 評価シートに記載のある委員の任期について、令和5年6月27日から計画策定の日までとなっているが、計画策定日の令和6年1月12日で委員の任期が終わっているのか。

⇒担当課) 策定委員としては確かに計画ができるまでということで、委員の皆さんにご協力いただいた。その後、作成に携わっていただいた方に推進協議会の方でもお願いしたいということでそのまま移行していただいた。いわゆるこの計画を作った方々にその進捗状況などを見ていただくということで、ほぼ同じ方々に協議会の委員としてお願いしている。今年度も、年度末頃に参考指標と照らし合わせながら、その施策の進捗状況などを検証する時間を設けたいと思っている。

⇒委員) それから附属機関等はあるのか。

⇒担当課) 推進協議会が第三者機関の役割を果たしていると考えている。

⇒委員) 関連で、委員の公募ありとあるが、計画策定委員で公募はしていないのではないのか。

⇒担当課) 毛各策定委員会では委員の公募をしていない。記載誤りであった。

⑥ 奥州市立病院・診療所経営強化プランの策定（実施結果）

担当課説明（医療局経営管理課）

質疑なし

⑦ 奥州市男女共同参画推進条例の改正（実施予定）

担当課説明（地域づくり推進課）

◎委員) 実施方法の②に、LGBTQ関係者との意見交換とあるが、どのような形で集まって、どのような意見交換を行ったのか。もう一つ、意見交換会を実施したということだが、実際どれぐらいの人が集まり、どのような効果があったのか。

⇒担当課) まず意見交換会の対象や人数だが、岩手県内で活動している団体にお申し、その団体に所属しているLGBTQの当事者の方と、アライと言って支援者の方と意見交換をした。ナイーブな内容もあるため、広く呼び掛けたものではなく、その団体から3人の方にお出でいただき、制度の内容を説明しご意見を伺った。意見交換会での意見としては「人伝えで聞いた話だが、同居していた同性カップルに何か問題があり、役所に届け出をしなければならなくなった際に、そのような制度があったことで、お互いの関係を証明することができた」ということがあったと聞いた。それで「そういったことを聞くと、制度利用者の多い少ないではなく、制度があること自体に意味があるということを感じた」というようなご意見をいただいた。

◎委員) 県内の団体ということだが市内の方もいたか。

⇒担当課) 奥州市在住の方もいた。

⑧ 奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入（実施予定）

担当課説明（地域づくり推進課）

◎委員）より実効性のある内容をするためLGBTQの関係者との意見交換をするということだが、実際に関係者との意見交換を行ったのか。

⇒担当課）実際に意見交換を実施した。

⇒委員）どういう内容だったのか。

⇒担当課）先ほどの条例改正の案件のときに説明した内容と重複しますが、もう一度お話をさせていただきます。7月に、岩手県内で活動しているLGBTQ関係の団体の方々と意見交換をした。LGBTQの当事者の方と、アライと言って支援者の方、合わせて3人の方々と意見交換を行った。なかなかナイーブな部分もあるため、広く集めたわけではなく、そういった活動している団体さんに声をかけたものである。

⇒委員）具体的な事案は出てこなかったということか。例えば、同性愛の裁判が報道されているが、この辺ではまだそういう問題はない、と言うかまだ出てこないということか

⇒担当課）そういった報道されているようなことはまだ出てきていないが、それぞれ抱えている問題が違うかと思うので、そういった部分の感じ方等々、様々あるかと思う。

⇒委員）非常に難しい問題、割り切れない問題だと思う。

⇒事務局）これは結構専門的で、男女共同参画推進委員会にもこれを専門とする大学の先生に来ていただき、各委員も勉強しながら、検討しているような中身。大まかに言えば、国では理解増進法という法律までは定めたが、同性婚の法律定義がまだない状況である。法律定義がないので、税制度や相続などいろいろな部分で、自治体とすれば違法なことはできないので、今検討しているのは、行政サービスの中でやれることは限定されている中身。この部分が奥州市は若干遅れており、近隣の一関市や北上市でそういう行政サービスを受けられるのに、奥州市に転居してきたら受けられないというような支障もあるため、行政サービスのそういう整備をしなければということで、今取り組んでいる。また、まさに国の方で法律定義するかどうかは大きな問題であるため、先ほどの関係団体の方とは、世の中の理解、偏見と差別をなくすための理解を促進する活動を一緒にやっていかなければならない。今、岩手県でも子どもたちは小学校中学校の教育の中でこういうことを勉強しているが、私たちの時代にはこういう話はなかったので、世代ギャップもある。そういう部分の理解増進のために講演会や研修などを開催したり、広報でお知らせしたりしている。そういう理解増進の取組を始めるとともに、具体的なサービスも整えるということで、新しい課題なので、これからどう進めていくかということを検討している段階である。

⇒委員）別の委員の指摘事項を見ると、県内では11市町が既にパートナーシップ宣誓制度を取り入れており、奥州市はこれからとある。遅れてスタートするとどうしてもギャップが出てくるが、その辺はどうやって解消するのか。まずは周知が大事だと思うが、どう考えているか。

⇒担当課）まず先ほどの条例を12月議会で上程したいと考えている。その後、要綱の整備等も行い、来年4月のパートナーシップ制度導入に向けて周知図っていく。第1回の奥州市男女共同参画推進委員会の際にも報道記者の方に来ていただき、来年4月から導入するという方向で進めていることを新聞掲載していただいた経過もある。そういったことでPRし、市民の方々にも多様性について理解していただけるように努めていく。

⇒慈雨局）この議論は2、3年前からしていたが、この制度を早く導入してほしいとの要望などが実際になかったため、他市の状況を確認していたもの。また、遅れた分は、メリットとデメリット両方あると捉えている。先進事例の場合、やはり新しい制度なので、全ての自治体が同じ制度ではない。受けられるサービスにも若干違いがあり、そういう意味で我々とする

れば先進自治体がやってきた課題とか、新たに取り入れるものを検討しながら、より最新のものを整備したいなど考えている。例えば、今はパートナーとして一緒になる制度を作っているが、パートナーを解消したときはどうするのかなど、当初は想定していなかったことも整えていかないと、いろんな手続きが面倒なるよと。勝手に解消すると、その証明書だけ残るとかいろいろ難しい面もあるので、各自治体の先進事例の課題も聞きながら、制度を整えていきたいと考えているところである。

⇒事務局) もう少し具体的に今の状況を説明させていただくと、県内だと令和4年に一関市さんが、5年に盛岡市さん、宮古市さん、矢巾町さんが導入している。ただし、実際先行している一関市さんもまだ1件、盛岡市さんで15件ぐらいの申請があるようだが、盛岡市さんは事実婚も含めている。高齢になり周りの理解も受けられないから、その婚姻を諦めるという方もいて、盛岡市さんはそういう方も対象にしている。奥州市では、やはり制度的に何とかなる方は置いておいた上で考えている。行政サービスについても、今ハードル高いのが市営住宅への入居だが、やはり同性のカップルは入れないので、宣誓をすれば入居できるように制度改正してほしいと担当課にお願いしている。

⇒委員) 大変デリケートな問題であることが分かった。先の説明でもあったが、違和感を持っている市民もたくさんいると思うので、遅れているからといって他の市町村に追いつこう追いつこうとすることだけは勘弁してもらいたいと思う。制度化するために性急にすすめるのではなく、ぜひ慎重にお願いしたい。

⇒事務局) いずれパブリックコメントを実施するが、他の自治体でも100%賛成ではなくて、明確に反対という意見もある。本当にナイーブなことなので、基本的には自治体できる範囲で、行政サービスとして取り扱いたい。我々自治体でできることは、かなり限界があるので、国のあり方を国会で議論して、まさに国民全体での議論を進めないと、意見が分かれる課題だと我々も認識している。そういうことから、全国自治体の動向を分析したり、専門の先生方のご意見を審議会でいただいたりしながら今日に至っている。

⇒事務局) もう一つ、今回出そうとしているものは要綱なので、行政の手続きを定めたものでしかない。要綱については職員が案を作成するが、公募委員も入っている男女共同参画推進委員会に諮りたいと思っている。ただし、デリケートな問題なので実際に手続きをする際には、基本的に別室の方に移ってもらい、その人たちが同性カップルであるってことが他の人にわからないような形で、手続きをする。他の行政サービスを受ける時も、そういったところに配慮して進めていかなければならないが、職員に対し研修をしたいと考えている。

◎委員) 実施方法②の意見交換は、いろいろ配慮してとのことだと思うが、先ほどの案件、奥州市男女共同参画推進条例の改正の際の意見交換と同じか。

⇒担当課) 同じである

⇒委員) 参加3名から貴重な意見いただけたようだったが、いろいろ配慮があつての意見交換だったと思う。あと、パブリックコメントで、氏名のみ記載を必須とするとあるが、この辺の配慮の背景、例えば無記名ではダメなのかという点について伺う。

氏名を記載して配慮の部分もし、説明ありました。

⇒担当課) 氏名のみ記載を必須とし今回挙げたが、ここはいろいろ意見のあつたところ。パブリックコメントの実施をする場合には、氏名、住所、電話番号の記載を必須としている場合が多いと思うが、今回は氏名のみとした。

⇒事務局) 補足すると、基本的にセンシティブな問題なので、提出した方が特定されると、もしかしてその方が当事者ではないかというような憶測につながる可能性があるもので、なるべく個人を特定できないようにしたもの。できれば匿名でもいいかという意見もでたが、かなり乱暴の意見が出された時の対応に苦慮するため、氏名のみ必須としたものである。

(2) 令和5年度自治基本条例規定の履行状況について
質疑なし

4 その他
なし

5 閉会